

景気刺激策パッケージ
(第1弾～第3弾：企業支援に関するもの)

<金銭的措置：中小企業でなくても適用>

1. 賃金補助制度（第2弾～第3弾）

- 138億リング相当、480万人の従業員に利益
- 一定の条件を満たした企業について、月給4,000リング以下のマレーシア人従業員を対象に一定額を3ヵ月間補助する。
- 従業員数に応じて補助内容が変わる。
 - 75人以下の企業：1人あたり1,200リング
 - 76人以上200人以下の起業：1人あたり800リング
 - 201人以上の起業：1人あたり600リング
- 2020年1月以降の売上が50%以上減少（76人以上の企業）、賃金カットをしないこと、従業員の雇用を同制度のカバー期間である3ヵ月を含め6ヵ月間確保すること、2020年1月以前にSOGSOに登録していることなどが条件。
- 申請期間：2020年4月9日～9月15日（または予算上限まで）
- 管轄機関：社会保障機構（SOGSO）
<https://www.perkeso.gov.my/index.php/en/wage-subsidy-programme>
- 財務省発表によると、5月17日時点の利用状況は、約27万社からの申請を受理し、22.4億リング、200万人への給付を実施済み。全体予算は138億リングのため、執行率は16.2%。

2. 雇用維持プログラム（第2弾）

- 2億4,000万リング相当。
- 月給4,000リング以下のマレーシア人従業員のうち、3月1日以降に無給休暇を最低30日取得した従業員を対象に、1人あたり月額600リングを1～6ヵ月間補助する。
- 雇用保険（EIS）に登録し、拠出していることなどが条件。
- 管轄機関：社会保障機構（SOGSO）
<https://www.perkeso.gov.my/index.php/en/kenyataan-media>
- 財務省発表によると、5月17日時点の利用状況は、約13万社からの申請を受理。（給付金額は非公開）

3. 電気代の割引（第1弾～第2弾）

- 5億リング相当
- 観光業に対しては15%、それ以外の産業及び家庭用電気については2%の割引。

4. 人的資源開発基金 (HRDF) 拠出金の6ヵ月間免除 (第2弾)

- 4億4,000万リンギ相当。
- 2020年4月15日～9月15日までの6ヵ月間を対象にHRDF拠出金を免除。
- 対象は、製造業、サービス業、鉱業に該当する63のサブセクターの雇用者。
- 管轄機関：HRDF

<https://www.hrdf.com.my/wp-content/uploads/2016/12/2-Employers-Circular-No-2-2020.pdf>

<https://www.hrdf.com.my/economic-stimulus-package/?fbclid=IwAR3QHETv-vm4fUn6ztwCDYuZH8JdF0qX630XTCip2z1QZgxbSzRgH6ymNw4>

5. 外国人労働者の年次雇用税 (Levy) の引き下げ (第3弾)

- 2020年4月1日～12月31日に就労許可の期限が切れるすべての企業について、外国人労働者 (メイド除く) にかかる年次雇用税を25%引き下げ。
- 参考ウェブサイト：SME コープ

<https://www.smecorp.gov.my/index.php/en/initiatives/2020-03-31-00-53-27/relief-measures-for-smes-affected-by-covid-19>

6. ローンの80%までを保証するギャランティースキーム (第2弾)

- 運転資本のためのローンについて、1社あたり最低2,000万リンギのローンについて80%を保証するスキーム。

<Danajamin>

- 同スキームは、財務省関連の金融保証保険業者のDanajaminの信用評価に従って運用される。
- 企業規模に問わず利用可 (資本構成などについては不明。要問合せ)。
- 申請期間：2020年5月1日から12月31日 (または予算上限まで)
- 管轄機関：Danajamin

<https://www.danajamin.com/>

<https://www.danajamin.com/investor/clients-issuances/active-clients/>

<以下はSMEのみ対象>

- SJPP 及び Credit Guarantee Corporation Malaysia (CGC) が提供。

SJPP (MOF傘下の国営企業。政府保証スキームの管理)

<https://www.sjpp.com.my/index.php/schemes/ss-cvd19>

CGC (中銀及び民間銀行が出資する企業。保証スキームの管理)

<https://www.cgc.com.my/bizjamin-srf/>

<https://www.cgc.com.my/bizjamin-i-srf/>

<金銭的措置：中小企業のみ適用>

※対象となる中小企業は、SME コープが定める定義とするため、多国籍企業の子会社は対象外。

<http://www.smecorp.gov.my/index.php/en/policies/2020-02-11-08-01-24/sme-definition>

7. 中小企業向け低金利ローン：Special Relief Fund（第1弾～第3弾）

- 118億リンギ相当（金利の引き下げ相当分を含む）
- 中小企業に対する金利3.50%の特別ローン。運転資本としての利用。
- ローンの金額は2万リンギ～100万リンギ、担保不要、期間は5.5年まで。
- 新型コロナウイルスの影響を受けており、会社登記所に登録している中小企業で、51%以上がマレーシア資本であることが条件。
- 申請期間：2020年3月6日～12月31日（または予算上限まで）
- 各民間銀行にてサービス提供（邦銀はなし）。または Credit Guarantee Corporation Malaysia (CGC)が運営する ImSME より申請。

8. 従業員積立基金（EPF）に関する雇用主アドバイザーサービスプログラム：e-CAP（第2弾）

- 同サービスでは、EPFの雇用主負担について、支払延期、再構築、スケジュール変更を行うというオプションを選ぶことができる。
- 中小企業向けのみ。
- 2020年4月15日から開始。
- 管轄機関：EPF

<https://www.kwsp.gov.my/-/epf-launches-e-cap-to-assist-smes-impacted-by-covid-19>

<https://www.kwsp.gov.my/en/ecap-faq>

9. 中小企業について、法人税の分割納付の繰延（第2弾）

- 2020年4月1日以降の3ヵ月間、法人税の分割納付を繰延。
- 75万社の中小企業に利益。

10. 中小企業について、ローン返済の6ヵ月間の猶予期間（第2弾）

- 中小企業と個人については、2020年4月以降にローン返済期限を迎える場合、6ヵ月間の猶予期間。
- 中央銀行がアナウンスを発表。

https://www.bnm.gov.my/index.php?ch=en_press&pg=en_press&ac=5018

11. 中小企業向け賃料免除または割引（政府関連企業が所有する物件）（第3弾）

- 政府関連会社が所有する建物に入居する小売業の中小企業に対して、賃料の免除または割引を実施する。
- 例：MARA、ペトロナス、PNB、PLUS、UDA、州政府の所有物件など
- 民間の物件所有者に対しても、政府関連機関同様に中小企業に対して 30%の賃料割引をした場合、2020年4～6月分の割引相当分の税額控除を認める。

<非金銭的措置：中小企業でなくても適用>

12. 会社登記所（SSM）への提出書類の期限延長（第3弾）

- 移動制限令中に各種書類の SSM への提出期限が来る場合は、移動制限令解除後 30 日後まで猶予期間を設ける。
- 監査済みの財務報告書の提出期限の延長。
2019年9月～12月が決算期の企業：3か月
2020年1月～3月が決算期の企業：2ヵ月
- 上記措置に関し、延長に対する罰金は発生しない。

[https://www.ssm.com.my/Documents/FAQ%20UDA%20BI%2027%20APRIL%202020%20\(29.4.20\).pdf](https://www.ssm.com.my/Documents/FAQ%20UDA%20BI%2027%20APRIL%202020%20(29.4.20).pdf)

13. 移動制限令中の雇用条件に関する労使間の協議を奨励（第3弾）

- 移動制限令中の給与削減、無給休暇の取得などに関する雇用条件の変更については、雇用者と従業員間での協議により決定することを奨励する。
- 労使協議は雇用法に則ったものとし、必要に応じて労働局からのアドバイスを仰ぐように勧めている。

<参考>景気刺激策パッケージに関する首相スピーチ：

第1弾（2020年2月27日）※PMOのサイトからは削除されているため報道ベース：

<https://www.nst.com.my/news/nation/2020/02/569732/2020-economic-stimulus-package-full-speech-text-english>

第2弾（2020年3月27日）：

<https://www.pmo.gov.my/2020/03/speech-text-prihatin-esp/>

第3弾（2020年4月6日）：

<https://www.pmo.gov.my/wp-content/uploads/2020/04/English-PM-Speech-PRIHATIN-Plus-6-4-2020-905pm.pdf>

【ジェトロが提供する情報のご利用について】

ジェトロが提供する情報及び助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロは責任を負いません。
